

## 随意契約関係規則

### ○日本赤十字社会計規則

第36条 社長又は契約行為者は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第2項及び第3項に規定する場合を除き、社長が別に定めるところにより公告して申込みをさせることにより、一般競争に付さなければならない。

- 2 社長又は契約行為者は、契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で、一般競争に付する必要がない場合及び一般競争に付することが不利と認められる場合においては、指名競争に付するものとする。
- 3 社長又は契約行為者は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、随意契約によるものとする。
- 4 社長又は契約行為者は、契約にかかる予定価格が少額である場合その他<sup>\*1</sup>社長が別に定める場合においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず<sup>\*1</sup>社長が別に定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

### ○日本赤十字社会計規則施行細則

第35条 規則第36条第4項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるとき。
- (2) 予定価格が160万円をこえない財産を買い入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円をこえない物件を借り入れるとき。
- (4) 予定価格が50万円をこえない財産を売り払うとき。
- (5) 予定賃借料の年額又は総額が30万円をこえない物件を貸し付けるとき。
- (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が100万円をこえないものをするとき。
- (7) 運送又は保管をさせるとき。
- (8) 外国で契約をするとき。
- (9) 国、都道府県その他の公共団体、公益法人、農業協同組合、農業協同組合連合会又は社会福祉法人から直接に土地家屋その他の物件を買い入れ又は借り入れるとき。
- (10) 事業経営上の特別の必要に基づき物品を買い入れ、若しくは製造させ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。
- (11) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき、緊急の必要により競争に付することができないとき、競争に付することが不利と認められるとき又は特許等に係るもので社長が特に必要と認めたとき。

第39条の2 社長又は契約行為者は、予定価格が100万円(賃借料又は物件の借入の場合は、80万円)をこえる随意契約を行ったときは、原則として次に掲げる事項について公表を行うものとする。公表は契約を締結した日の翌日から72日以内に行うものとする。

- (1) 随意契約に係る物品等又は役務の提供の名称及び数量
- (2) 随意契約担当部課の名称及び所在地
- (3) 随意契約を締結した日
- (4) 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 随意契約に係る契約金額
- (6) 随意契約によることとした理由